

軽自動車税のグリーン化特例の概要

○ 軽 課

〔適用期間〕・平成29年4月1日～平成31年3月31日

〔適用内容〕・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

対象・要件等				特例措置の内容
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) 			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
				平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減
			平成32年度燃費基準+10%達成	概ね25%軽減
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) 			概ね75%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
				平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減
			平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

○ 重 課

〔適用内容〕初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車：概ね20%重課

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く